



貴事業所で障がい者雇用の 職業訓練を実施してみませんか

令和8年度 障がい者雇用訓練 受託事業所募集の ご案内

委託訓練 「実践能力習得訓練コース」

障がいのある方を訓練受講生として一定期間受け入れていただき、実際の仕事のなかで実践的な職業訓練を実施していただく制度です。

受け入れを行っていただいた事業主の方には、訓練受講生の人数、期間に応じて委託費（上限額あり※）が支払われます。

※委託先機関が中小企業である場合は、受講生1人当たり月額9.6万円を上限とし、委託先機関が中小企業以外の場合は、受講生1人当たり月額6.4万円を上限として、委託契約書に定めた額とします。

青森高等技術専門校	〒030-0122	青森市大字野尻字今田43-1
八戸工科学院	〒039-2246	八戸市桔梗野工業団地2-5-30
障がい者職業訓練校	〒036-8253	弘前市緑ヶ丘1丁目9-1
青森県産業イノベーション推進課	〒030-8570	青森市長島1丁目1-1

委託訓練「実践能力習得訓練コース」とは・・・

障がいのある方が事業所内において、実際の作業実習を行い、就労に必要な知識や技能を身につけ就職を目指す訓練です。

障がい者雇用を検討している事業所などで委託訓練制度をご利用いただくと、障がい者の雇用を体験することができ、実際の雇用に向けて対応しやすくなります。



- ・ 訓練期間中の賃金を支払う必要はありません。
- ・ 労働者災害補償保険には県が加入します。

1 訓練期間

原則2か月以内（1か月あたり標準100時間）ですが、より短い期間で実施する事も可能です。

2 委託経費

訓練を実施した事業主の方には、必要に応じた委託費をお支払いします。（上限額があります）
訓練受講者は雇用扱いにはなりませんので賃金の支払いは必要ありません。

3 訓練内容

訓練目標やカリキュラムは、訓練終了の仕上がり像に基づき、障がい者委託訓練の担当職員と打ち合わせしながら作成することになります。訓練期間中は事業所の担当者に訓練受講者を指導していただきます。

4 訓練対象者

ハローワークに求職登録を行っている方で障害者手帳をお持ちの方で、ハローワークから「受講あっせん」を受けた方です。

5 受講手続き

最寄りの下記お問い合わせ先にご連絡ください。担当者から、詳細をご説明させていただきます。（受託出来ない場合もあります。）



お問い合わせは、下記の各校の障がい者委託訓練担当

- | | |
|-------------|--------------|
| ・青森高等技術専門学校 | 017-738-5727 |
| ・八戸工科学院 | 0178-28-6811 |
| ・障がい者職業訓練校 | 0172-36-6882 |

または県内各公共職業安定所まで

※障がい者トライアル雇用などの支援制度が利用できる場合があります。（ハローワークとの調整が必要です。）